

2017年12月18日

全宅連発行『2018 REAL PARTNER DIARY』を  
ご購入頂きましたお客様 各位

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
編集制作 株式会社文寿堂

TEL : 03-3948-6631 FAX : 03-3948-6617

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会発行、株式会社文寿堂編集制作の  
『2018 REAL PARTNER DIARY』をご購入いただきまして、誠にありがとうございました。

『2018 REAL PARTNER DIARY』P44とP67に誤りがございました。

P44 (2)空き家に係る譲渡所得の特別控除

(誤) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までににおいて相続から3年目の12月31日までに、

↓

(正) 平成28年4月1日から平成31年12月31日までににおいて相続から3年目の12月31日までに、

P67 第2号文書〔請負に関する契約書〕

(誤) なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が軽減される。

↓

(正) なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が軽減される。

お詫びいたしますとともに、お手数ではございますが、以下をコピーの上、該当箇所にお貼りいただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

また、リアルパートナー1・2月号及び全宅連ホームページにおいて周知を図って参ります。  
今後このようなことのないよう再発防止とより良い出版物の頒布につとめてまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

P44

P67

(2)空き家に係る譲渡所得の特別控除  
平成28年4月1日から平成31年12月31日までににおいて相続から3年目の12月31日までに、被相続人の居住していた家屋(マンションを除く。)を相続した相続人が、当該家屋を取り壊す又は耐震リフォームをするその他一定の条件のもとに売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができる。

第2号文書  
〔請負に関する契約書〕  
(例) 工事請負契約書、工事注文請書、請負金額変更契約書など  
なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が軽減される。

70ミリ

70ミリ

(原寸大)

謹白

※ この通知は、ご購入先及び納品先の協会及び支部にお送りさせていただいております。